

原油・原材料高騰等

対策特別資金の

利子補助について

重要 !! 利子補助を受けるには、**事業者の申請が必要です**

対象

- ① 原油・原材料高騰等対策特別資金（県融資制度）の融資に係るもの
- ② 令和6年1月1日以降に支払った利息
- ※ 令和5年12月以前に支払った利息については、**対象外**となります。
- ③ 利息支払開始日から1年間を超えないもの
- ※ 利息支払開始日とは、利息先払いの場合、実行時の支払利息を含みます。

(例) 令和5年4月から利息の支払いが始まった方

実行日：令和5年4月10日

約定日：毎月5日

利息：先払い

年月	R5 4	R5 5	R5 6	R5 7	R5 8	R5 9	R5 10	R5 11	R5 12	R6 1	R6 2	R6 3	R6 4	R6 5	R6 6	R6 7	R6 8	R6 9
補助 対象	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×

前回対象：申請受付終了

(例) 今回対象：令和6年1月から令和6年4月の間に、金融機関に支払った利息

※ 対象期間は、実行日と約定日により事業者毎に異なります。

申請書類

次の①～②に必要な事項を記入のうえ、下の宛先にお送りください。

- ① 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付申請書兼請求書
- ② 原油・原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼証明書
※ ②は、融資を受けた金融機関で本様式により証明を受けてください。
- ③ 振込口座通帳の写し（表紙と1ページ目の見開きの両方を添付してください。）
※ ①に記載した口座の口座番号・名義が確認できるようコピーをお願いします。
※ 昨年度提出された方も、再度ご提出をお願いします。

申請方法

郵送

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県中小企業支援課 原油・原材料利子補助担当 宛

申請期限

11月29日（金）（必着）

**申請期限を
延長しました！**

令和6年10月31日（木）

※申請期限を過ぎると、利子補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

重要 !! 利子補助を受けるには、**事業者の申請**が必要です

申請の流れ

- ※ 県から融資を受けた方へ、申請に必要な各種指定様式等を直接送付していますが、住所変更などにより届かない場合があります。
- ※ その際は、お手数ですが各種指定様式等を県ホームページからダウンロードの上、申請手続きをお願いします。

◇事業者が金融機関に提出するもの □事業者が県に提出するもの ■県から交付されるもの

時期	申請手続	関係書類
R6.8月下旬～	<p>利息支払証明申請</p>	<p>◇ ② 原油・原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼証明書</p> <p>Point! 金融機関で証明を受ける</p>
R6.8月下旬～ 【申請期限】 R6.10.31 R6.11.29 (必着) 【最終期限】	<p>補助金交付申請（請求）</p>	<p>【重要】 申請には3種類の書類が必要です！</p> <p><input type="checkbox"/> ① 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付申請書兼請求書 必要事項を記入</p> <p><input type="checkbox"/> ② 原油・原材料高騰等対策特別資金利息支払証明願兼証明書 金融機関で証明を受けたもの</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 振込口座の通帳の写し（表紙と1ページ目の見開き） ①に記載した口座の口座番号・名義が確認できる部分</p> <p>Point! 必要書類を揃えて県に申請</p>
随時	<p>交付決定(確定)通知</p>	<p>■ 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助金交付決定及び交付確定通知書</p> <p>Point! 交付決定（確定）の通知</p>
随時	補助金交付	Point! 入金

※申請期限を過ぎると、利子補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

【問合せ先】 鹿児島県 中小企業支援課 ☎099-286-2946